

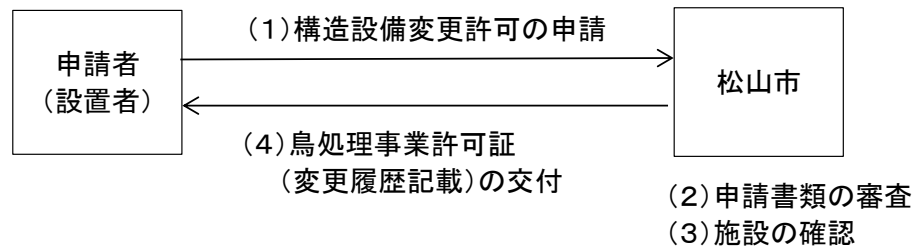
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 205

処 分 名	食鳥処理の事業の変更の許可	
処 分 の 概 要	申請に基づき処理場内の構造設備等の変更を許可する。(軽微な変更は除く。)	
根 拠 法 令 名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)	
条 項	第6条第1項	
所 管 課	衛生検査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標 準 処 理 期 間	計	14日
判 断 基 準	現行の施設の構造設備等を変更する場合は、法第6条第2項により、法第5条第2項の規定を準用した基準に適合すること。(軽微な変更は除く。) 【根拠法令等】 ＜食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条＞ 第3条の許可を受けた者(以下「食鳥処理業者」という。)は、同条の許可に係る食鳥処理場(以下単に「食鳥処理場」という。)の構造又は設備を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 第2項 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。 第3項 食鳥処理業者は、第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項に変更があったとき、又は第1項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 ＜食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第5条＞ 第2項 都道府県知事は、第3条の許可の申請に係る食鳥処理場の構造又は設備が厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるときは、同条の許可をしてはならない。 ＜食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第2条の2＞ 第1項 法第五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、別表第一のとおりとする。 第2項 認定小規模食鳥処理業者の当該認定に係る食鳥処理場(法第三条の許可と同時に法第十六条第一項の認定を受けようとする者の当該許可の申請に係る食鳥処理場を含む。)の構造又は設備に係る法第五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、別表第二のとおりとする。 ＜食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第3条＞ 法第6条第1項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。 一 食鳥処理に使用する機械の変更 二 照明装置の変更 三 食鳥処理場内の水道配管の変更	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。